

婚姻届の記入例

婚姻届

届出する年月日を記入してください。

平成 年 月 日届出

滋賀県東近江市 長 殿

| | |
|-------------|-------------|
| 受理 平成 年 月 日 | 発送 平成 年 月 日 |
| 第 号 | 第 号 |
| 通付 平成 年 月 日 | 長 印 |
| 第 号 | 加 |
| 世帯調査 | 戸籍記載 |
| 記載調査 | 調査票 |

氏名は旧姓で書きます。

2人の署名・押印(スタンプ印不可)が必要です。
証人は、婚姻の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、親や兄弟でもかまいません。

同時に住所変更届(転入・転居)をするときは、新しい住所を書いてください。但し、休日に届け出る場合、住所変更は同時にできませんので、旧住所を書きます。

婚姻前の本籍・筆頭者氏名を書きます。

婚姻後、夫の氏か妻の氏のどちらを名乗るかを書きます。

夫の捨印 妻の捨印

甲野 乙川

婚姻される方が未成年者の場合、父母の同意が必要です。

別の用紙か婚姻届の「その他」欄に右のように書きます。

| | | |
|-------------------------|---|----------------------------|
| (1) 氏名 | 夫になる人 この 太郎 甲野 太郎 | 妻になる人 おつかわ はなこ 乙川 花子 |
| 生年月日 | 昭和55年1月1日 | 昭和58年3月3日 |
| (2) 住所 | 滋賀県東近江市八日市緑町 10番地5号 | 滋賀県近江八幡市桜宮町 236番地 |
| (3) 本籍 | 滋賀県東近江市八日市緑町 10番 | 滋賀県近江八幡市桜宮町 236番 |
| 筆頭者の氏名 | 甲野 一郎 | 乙川 二郎 |
| 父母の氏名 | 父 甲野 一郎 続き柄 母 梅子 長男 | 父 乙川 二郎 続き柄 母 春子 二女 |
| (4) 婚姻後の夫の氏 | 新本籍(左の欄の氏の方がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 滋賀県東近江市八日市緑町10番 | |
| (5) 同居を始めたとき | 平成20年12月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほう)を書いてください | |
| (6) 初婚・再婚の別 | 初婚 再婚 (死別 離別) 平成20年2月14日 | |
| (7) 同居を始める前の夫の世帯のおもな仕事と | 1 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の雇用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4 3にあてはまらない雇用労働者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6 仕事をしていない者のいない世帯 | |
| (8) 夫妻の職業 | 夫の職業 | 妻の職業 |
| その他 | この婚姻に同意します。 妻の父 乙川 二郎 印 妻の母 乙川 春子 印 | |
| 届出人 | 夫 甲野 太郎 印 | 妻 乙川 花子 印 |
| 署名押印 | | |
| 事件簿番号 | 住所を定めた年月日 | 連絡先 |
| | 夫 年 月 日 | 電話 0748 (24) 1234 |
| | 妻 年 月 日 | 自宅 勤務先 [] 携帯 |

| | | |
|-------|------------------------|------------------------|
| 証人 | 名 | 印 |
| 甲野 一郎 | 甲野 | 印 |
| 丙島 梅代 | 丙島 | 印 |
| 生年月日 | 昭和25年8月22日 | 昭和57年12月12日 |
| 住所 | 滋賀県東近江市八日市緑町 10番地5号 | 滋賀県東近江市八日市東浜町 1番地3号 |
| 本籍 | 滋賀県東近江市八日市緑町 10番 | 滋賀県東近江市八日市東浜町 241番 |

証人の捨印

甲野 丙島

「筆頭者の氏名」欄は戸籍のはじめに記載されている人を書いてください。

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後(現在)の氏を書いてください。

夫婦の新しい本籍を必ず書いてください。但し、夫(妻)の氏を選択し、その方がすでに戸籍の筆頭者の場合は記入の必要はありません。

再婚のときは離別・死別年月日を記入してください。

届出人夫妻または証人が使用する印鑑は、同姓の場合でも違う印鑑を押してください。

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

持参していただくもの

- 婚姻届書(1通)
- 戸籍謄本(夫・妻とも1通)
 - * 東近江市に届出される場合婚姻前の本籍が東近江市なら不要です。(記入例の場合、夫は不要)
- 印鑑(届出人である夫および妻)
 - * スタンプ印は不可
- 運転免許証・パスポート等
 - * 本人確認のため

* 他の市区町村から転入される場合

- 転出証明書
- 国民健康保険証(加入者のみ)
- 年金手帳(国民年金加入者のみ)

転入手続きは、平日の窓口開庁時間(午前8時30分~午後5時15分)にお越しください。